

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 4 月 27 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に関する事項

- (1) 業務の名称
府立学校デマンド監視業務
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで
- (4) 履行場所
府立学校 67 施設

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課管理係
電話番号 (075) 414-5768
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和 5 年 4 月 27 日（木）から令和 5 年 5 月 11 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は、正午から午後 1 時までを除く。）

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）である者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 前記(2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからイまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (2) 5で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、既に「府立学校デマンド監視委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿」に登載されている者が、今回の一般競争入札に参加を希望する場合は、一般競争入札参加希望報告書を提出すること。

(1) 申請書等の交付期間等

- ア 交付期間
2の(2)に同じ。
- イ 交付場所
2の(1)に同じ。
- ウ 交付方法
交付期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付する。

(2) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間
2の(2)に同じ。
- イ 提出場所
2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。
 - (イ) 郵送による場合
郵便書留等の配達記録が残る方法により、提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、「府立学校デマンド監視委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿」

に登載されている者については、(ア)から(ウ)までの資料を省略することができる。

また、「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和 58 年京都府告示第 375 号)に定める競争入札参加資格者の資格を有する者」は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付することにより、(ア)から(ウ)までの資料を省略することができる。

(ア) 法人にあっては商業登記事項証明書、個人にあってはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治 29 年法律第 89 号)第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産者で復権を得ないものでないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

(ロ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 取引使用印鑑届(別紙様式 3)

(オ) 入札等の権限を営業所長等に委任する場合は、委任状(別紙様式 4)

(カ) 誓約書(別紙様式 8)

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について参加資格があると認定された者は、府立学校デマンド監視委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から令和 6 年 5 月 31 日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3 に該当する者を除き、4 の(1)及び(2)の資格を満たす者に限る。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる。と京都府教育委員会教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類 その他京都府教育委員会教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実のあった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正行為をした者
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
令和5年5月23日（火）午後1時30分
- イ 場所
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館1階 第1会議室
- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札金額については、1年間の契約とするため、12箇月分の金額を記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者若しくは4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。） 第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 7 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。